



山形県公報

平成17年9月13日(火)
第1676号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                   |      |
|----------------------------------|-------------------|------|
| 県議会定例会の招集.....                   | (財 政 課) ...       | 1015 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....      | (村山総合支庁福祉課) ...   | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | ( 同 ) ...         | 1016 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....              | ( 同 ) ...         | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | ( 同 ) ...         | 同    |
| 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....     | ( 同 ) ...         | 1017 |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....     | ( 同 ) ...         | 同    |
| 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....        | ( 同 ) ...         | 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可.....               | (村山総合支庁農村計画課) ... | 1018 |
| 土地改良区の解散.....                    | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | (村山総合支庁建築課) ...   | 同    |
| 同 .....                          | ( 同 ) ...         | 同    |
| 道路の位置の指定.....                    | (最上総合支庁建築課) ...   | 1019 |

### 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会9月定例会の招集..... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ... 同  
一般競争入札の公告..... (建設企画課) ... 1020

## 告 示

### 山形県告示第791号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成17年9月21日山形市に招集する。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県告示第792号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                         | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|---------------------------------|-------------------------------------|-----------|------------|
| 有限会社佐藤縫製工場<br>東村山郡中山町大字長崎2831番地 | アインクサービスなかやま<br>東村山郡中山町大字長崎8035番地の2 | 福祉用具貸与    | 平成17. 8.31 |

## 山形県告示第793号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成17年9月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号        | 株式会社コムスン さがえケアセンター<br>寒河江市中央一丁目8番34号 | 訪問介護      | 平成17. 8.12 |
| 有限会社福祉サービスあおば<br>東村山郡中山町大字長崎4218番地2 | 有限会社福祉サービスあおば<br>東村山郡中山町大字長崎8035番地2  | 福祉用具貸与    | 同 8.10     |
| 株式会社奥山商店<br>東村山郡山辺町大字山辺204番地        | スマイルやまのべ<br>東村山郡山辺町大字山辺204番地         | 福祉用具貸与    | 同 8.25     |

## 山形県告示第794号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成17年9月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地           | 指定年月日      |
|-------------------------|-----------------------|------------|
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号 | ソレ江俣<br>山形市江俣一丁目9番15号 | 平成17. 8.30 |

## 山形県告示第795号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年9月13日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地    |                    | 変更年月日      |
|----------------------------|----------------|--------------------|------------|
|                            | 変更前            | 変更後                |            |
| 有限会社渋谷別館<br>東根市温泉町二丁目2番20号 | クオリティケアサポート渋谷  |                    | 平成17. 9. 1 |
|                            | 東根市温泉町二丁目2番20号 | 寒河江市大字寒河江字長岡1541番地 |            |

## 山形県告示第796号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地           | 事業所の名称及び所在地                              | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------|------------------------------------------|--------------|------------|
| 特定非営利活動法人 山形わたげの会<br>山形市上町一丁目9番17号 | 特定非営利活動法人山形わたげの会<br>山形市上町一丁目9番17号        | 居 宅 介 護      | 平成17. 8. 4 |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号       | 株式会社コムスン さがえケアセンター<br>寒河江市中央一丁目8番34号     | 居 宅 介 護      | 同 8.12     |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地    | アイリスケアセンター山形中央<br>山形市下条町二丁目18番12号 永野ビル1F | 居 宅 介 護      | 同 8.19     |

## 山形県告示第797号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地           | 事業所の名称及び所在地                          | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------|------------|
| 特定非営利活動法人 山形わたげの会<br>山形市上町一丁目9番17号 | 特定非営利活動法人 山形わたげの会<br>山形市上町一丁目9番17号   | 居 宅 介 護      | 平成17. 8. 4 |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号       | 株式会社コムスン さがえケアセンター<br>寒河江市中央一丁目8番34号 | 居 宅 介 護      | 同 8.12     |

## 山形県告示第798号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地           | 事業所の名称及び所在地                          | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------|--------------------------------------|-----------|------------|
| 特定非営利活動法人 山形わたげの会<br>山形市上町一丁目9番17号 | 特定非営利活動法人 山形わたげの会<br>山形市上町一丁目9番17号   | 居 宅 介 護   | 平成17. 8. 4 |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号       | 株式会社コムスン さがえケアセンター<br>寒河江市中央一丁目8番34号 | 居 宅 介 護   | 同 8.12     |

## 山形県告示第799号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
鶴子六沢土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字鶴子407
  - 3 認可年月日  
平成17年9月5日
- 

## 山形県告示第800号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
月山ろく土地改良区
  - 2 事務所の所在地  
東田川郡羽黒町大字荒川字谷地堰11番地の1
  - 3 解散年月日  
平成17年9月1日
- 

## 山形県告示第801号

次の開発行為は、完了した。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年7月25日 指令村総建第5040号
  - 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上山市藤吾字小橋381、380-2
  - 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上山市藤吾字小橋382番地  
鏡 顕彰
- 

## 山形県告示第802号

次の開発行為は、完了した。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年8月25日 指令村総建第5045号
  - 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字根際字中丸630-1、630-2、630-2の先、630-6、631、631-2、632-3、632-4、  
1214-2、1214-5、1214-6、1215-1の先、1215-2、1215-6、1215-7、1215-8、1215-9
  - 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡山辺町大字根際1214番地2  
村山 啓
-

## 山形県告示第803号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道 最総建第195号
- 2 指定の場所 新庄市十日町字反田2768 - 59
- 3 道路の現況 幅員 4.0メートル 延長 26.0メートル
- 4 指定年月日 平成17年8月31日

---

**教育委員会関係**

---

**告 示**

## 山形県教育委員会告示第13号

山形県教育委員会9月定例会を次のとおり招集した。

平成17年9月13日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年9月16日（金）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 民法第34条の規定に基づく財団法人の設立の許可について
  - (2) 公立幼稚園の設置者の変更の認可について
  - (3) 専修学校専門課程の設置者の変更の認可について
  - (4) 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (5) 平成17年度山形県教育功労者表彰被表彰者の決定について
  - (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (7) 平成18年度公立学校教職員人事異動方針について
  - (8) 教職員の人事について

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年9月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年9月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 雪国スポーツ振興協会
  - (2) 代表者の氏名  
荒井 進
  - (3) 主たる事務所の所在地

山形市蔵王半郷戸刈田302番地の17

(4) 定款に記載された目的

この法人は雪国に住む老若男女及び障害者がスポーツ本来の目的の一つである健康で楽しい生涯を過ごすため雪国スポーツを奨める団体で、冬季間のみならず年中いつでも、どこでも、誰でもが参加できる場と機会を提供し、子供からお年寄りまでの健康増進と地域スポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県電子入札システムに係る電子計算機等の賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年9月13日

山形県知事 齋藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成17年10月25日(火) 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子入札システムに係る電子計算機等の賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年12月1日から平成22年11月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち4箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成17年1月18日付け県公報第1611号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 10の(1)に基づき提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 土木部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2673

5 入札参加資格の確認等

入札に参加を希望する者で、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていないものにあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(様式第100号)を、競争入札参加資格者名簿に現に登載されているものにあつては競争入札の参加資格に関する確認申請書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

(1) 日 時

平成17年9月13日(火)から同年10月6日(木)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場 所 山形県土木部建設企画課システム開発担当

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 当該入札に参加する者の見積る金額の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

8 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

9 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成17年10月6日(木)午後4時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured: Computer lease service for Yamagata Prefecture electronic bidding system (from December 1,2005 to November 30,2010) 1set

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 4:00 P.M. October 6,2005

(3) Time-limit for tender : 1:30 P.M. October 25,2005

(4) Contact point for the notice : Public Works Planning Division, Public Works Department, Yamagata Prefectural Government,8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2673

平成17年9月13日印刷  
平成17年9月13日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056